

令和7年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科
資格： 教授
氏名： 安藤 貴世

研究課題名	「国際犯罪の訴追・処罰の確保をめぐる国際刑事法の枠組みに関する研究」
研究目的及び研究概要	<p>本研究は、前年度に引き続き、国際犯罪に責任を有する個人の訴追・処罰の確保に焦点を当て、国際刑事法の構造全体に関する体系的研究を深化・発展させることを目的とするものである。</p> <p>研究の背景として、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻、2023年10月のイスラエルとハマスの武力衝突の発生以降、国際刑事裁判所（ICC）の対象犯罪である戦争犯罪や人道に対する犯罪などの発生が指摘されている点が挙げられる。実際のところ、ICCはロシアのプーチン大統領や、イスラエルのネタニヤフ首相に逮捕状を発付したものの、それらは依然として執行されるに至っていない（2026年3月時点）。国際社会においてこれまでになく国際犯罪に対する対処枠組に関心が寄せられていることを念頭に、本研究では、国際犯罪のうち特に中核犯罪に対し責任を有する者の訴追・処罰を如何にして確保し得るかについて、国際刑事裁判の役割および限界といった側面に焦点を当てつつ検討を行う。そのうえで、国際刑事裁判をととした国際社会における法の支配の在り方についても考察を深める。</p>
研究実績の概要 <small>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</small>	<p>令和7年度は、これまでの研究の継続として、ロシアによるウクライナ侵攻の事態に焦点を当てつつ、国際犯罪の訴追・処罰の確保をめぐる法的枠組みに関する研究を進めた。その際に、国際社会における法の支配をととした平和構築を念頭に、特に国際裁判が果たす役割に関する検討を行った。</p> <p>ロシアによるウクライナ侵攻の事態において、上記の「研究目的及び研究概要」で述べたとおり、ICCよりロシアのプーチン大統領らに戦争犯罪の容疑で逮捕状が発付されているものの、現状では執行されておらず身柄の拘束に至っていない。同様に、イスラエルのネタニヤフ首相らに発付された逮捕状も執行されていない状況にある中で、ICCがこうした指導者らに逮捕状を発付することの意義および限界に着目した。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻の事態に関して、侵略犯罪に特化した特別法廷設置の動きがある点に注目し、欧州評議会が中心となりウクライナとの間に締結した協定に基づき特別法廷が設置される可能性、さらには特別法廷とICCとの関係に関する研究も進めた。</p> <p>これらの研究の成果として、令和7年度危機管理学研究所シンポジウム「戦後80年の平和構築」（2025年10月18日開催）において、「国際刑事裁判による平和構築の可能性」と題する報告を行った。同報告は、プーチン大統領らに対するICCによる逮捕状発付を端緒として、ICCの役割、ICCによる逮捕状発付の意義、ICCの活動の限界および今後の展望について、特に平和構築の観点からまとめたものである。なお同シンポジウムの内容は、『危機管理学研究』第10号（2026年3月）に収録されている。さらに特別法廷設置等に関する研究については、来年度以降に、論文や学会報告の形で公表できるようまとめていく予定である。</p> <p>また上記の研究と並行して、令和7年度は、従前からの研究の継続・発展として、国際犯罪の一類型であるテロリズムについて、テロリズム関連法制とテロ資金供与規制との関連に関する研究を進めた。これは、一連のテロリズム防止関連諸条約の実施に当たり、どのように日本の国内法制が整備されたかについて、特にテロ資金供与という点に着目しつつ検討を行ったものである。当該研究の成果は来年度に公表する予定である。</p>